

公取協発第2733号
平成29年6月5日

医療機器業公正取引協議会
加盟団体事務局 各位

医療機器業公正取引協議会
事務局
事務局長 柳澤 佳紀
(協議会印略)

「平成29年度中小企業等経営強化法に係る税制措置について」
を受けての対応について（公正競争規約の観点から）

医療機器業公正取引協議会加盟団体事務局におかれましては、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

今般、平成29年度税制改正により、中小企業等経営強化法に伴う税制措置が講じられることとなり、中小企業庁から表題のような案内が出され、各加盟団体事務局におかれましては、具体的な対応に入られていることと思われます。

その際の手続きとして、該当する医療機器を取扱う工業会が、当該医療機器を販売した医療機器メーカー等からの請求に基づき、当該医療機器がこの税制措置に該当する医療機器である旨を証明するために、証明書の発行を工業会で行い、その際に発行手数料として、有償で行うことを明示されている加盟団体もあるようです。

加盟団体が発行手数料を徴収することにつきましては、当公正取引協議会が判断するところではございませんが、かかる発行手数料を医療機器事業者が医療機関等に代わって支払うことは、医療機器業公正競争規約上、規約第4条2号の「医療機関等に対し、医療機器の選択又は購入を誘引する手段として無償で提供する医療機器、便益労務等」に該当し、本来医療機関等が負担すべき費用の肩代わりに当たることから規約第3条で制限されます。

従いまして、各加盟団体事務局におかれましては、規約の趣旨を御理解いただき、会員の医療機器事業者に対して、「発行手数料」については、最終的には医療機関等に請求されるように御指導くださるよう、よろしくお願ひいたします。

以上